

2021年1月7日  
株式会社舞浜倶楽部

### 新型コロナウイルスに関する対策に関して

日々の新型コロナウイルス感染予防対策へのご理解ご協力ありがとうございます。  
首都圏の1都3県を対象に1月7日、緊急事態宣言が発令されました。  
緊急事態宣言にあります不要不急の外出の自粛呼びかけ、飲食の場での感染リスクの軽減策など、限定的な措置を講じる方針に鑑みて、誠に勝手ながら舞浜倶楽部にて実施している対策事項を以下のように変更いたします。

#### 【ご家族の面会に関して】

面会時間 15分以内の面会とさせていただきます。

面会の際は下記事項のご協力をお願いいたします。

- \* 検温並びに酸素飽和濃度の測定、手洗い及びうがい、アルコール消毒の実施
- \* 尚、面会が必要な方でも下記の方は入館をご遠慮させていただきます
  - ① 37.0度以上の発熱が認められる場合
  - ② 倦怠感や風邪症状がある場合
  - ③ 腹痛及び吐き気の症状がある場合
  - ④ 酸素飽和度を計測し95%以下である場合
- \* 面会場所は居室のみとさせていただきます
- \* ご移動は指定されているエレベータをご使用下さい
  - ① E Vに乘る際にご入居者をご使用されていた場合は同乗をお避け下さい
- \* 引き続きテレビ電話等を用いた面会もご利用下さい

#### 【食事予約に関して】

ご家族の食事予約を控えさせていただきます。

緊急事態宣言期間中、不要不急の面会はお控えいただけますようお願い申し上げますとともに、今後に関しましては、緊急事態宣言の解除や社会情勢を鑑みながら、随時対策の緩和、継続を判断してまいります。

皆様には大変ご迷惑をおかけしておりますが、感染拡大防止に対するご理解とご協力をお願い申し上げます。

お問合せ先  
舞浜倶楽部・新浦安フォーラム  
事務管理課  
TEL：047-304-2400

舞浜倶楽部・富士見サンヴァーロ  
事務管理課  
TEL：047-350-7520